

徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年6月30日（金） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地証明願の審議について |
| 第5号議案 | 非農地通知の審議について |
| 第6号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第7号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |
| 第8号議案 | 買受適格証明書（転用目的）の審議について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地改良届について
6. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
7. 農地であることの証明について
8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
9. 転用許可の取消について（5条許可）
10. 転用届出の取消について（4条届出）
11. 転用届出の訂正について（5条届出）

4 出席委員

1番	岸本	昇
2番	大平	雅義
3番	中野	耕一
4番	金澤	敬治
5番	能田	義弘
6番	西	一
7番	山本	孝
8番	佐々木	永薫
9番	森	政雄
10番	品山	昌美
11番	藤本	裕造
12番	坂東	政義
13番	野口	芳久
14番	近藤	浩二
15番	竹内	敬二
16番	山本	喜代治
17番	欠員	
18番	黒田	達哉

平成29年6月30日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 　ただ今から、平成29年6月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。
本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。
　欠席の届出はございません。
　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全員 　異議なし。

議長 　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、5番・能田 義弘委員、11番・藤本 裕造委員にお願いします。
　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。
　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
　なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条及び部会議事規則11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、私、岸本が退席いたしますので、第1号議案については、森職務代理が進行いたします。
　なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

職務代理 　それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。
　議案書1ページをお開きください。
　全ての申請について法定の添付書類は整っております。
　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。
　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。
　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
　ご審議をよろしくお願ひします。
　1番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は144aを確保しており、同一世帯内で所有権を移転するため許可後も耕作面積に変更はなく、譲受人は許可後は、藍の栽培を行うとのこととす。

2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の持分が移転されるものです。譲受人の耕作面積は56aを確保しており、持分の所有権を移転するため許可後も耕作面積に変更はなく、譲受人は許可後は、じゃがいも、タマネギの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止のため、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は219aに至るもので、譲受人は許可後は、青ネギの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、109aに至るもので、譲受人は許可後、水稲と自家用野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、あっせんにより、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は236aに至るもので、譲受人は許可後、水稲とニンジンの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の持分が移転されるものです。譲受人の耕作面積は112aを確保しており、同一世帯内での部分贈与のため耕作面積に変更はなく、譲受人は許可後も従来と変わらず水稲の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が贈与により移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、52aに至るもので、譲受人は許可後は、季節野菜の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が売買により移転されるものです。譲受人の耕作面積は52aに至るもので、譲受人は許可後は、水稲の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上8件で、対象地は田8, 190㎡、畑1, 746㎡の合計9, 936㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

職務代理 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

職務代理 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

議長 それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

説明の前に議案の訂正をお願いします。議案書2ページをお開きください。1番、申請人の欄の1行目、「板野郡藍住町中富」とありますが、正しくは「板野郡藍住町東中富」でございました。

よろしく願いいたします。

それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、主たる申請人が、自身の居住する農家住宅敷地に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は県道徳島北灘線、東貞方橋から約200m東に位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準については、主たる申請人は、現在、賃貸住宅に居住しており、実家の北側にある、申請地への農家住宅建築を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性が認められます。また、近隣農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

2番と3番は同様の案件のため、併せて、説明させていただきます。本件は、申請人が、それぞれ、露天資材置場に転用しようとするものでございます。立地基準については、今切川から南東へ約150m方向の徳島自動車道から北へ約50mに位置する農地で、10ha以上の規模の区域内的の農地で、第1種農地に区分されませんが、集落接続の例外規定にあてはまります。一般基準について、申請人は、事業拡大等により資材置場が必要となった2つの業者へ貸露天資材置場として提供することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

また、優良農地の転用案件であるため、今月19日に川内地区の委員さん3人、事務局2人、転用者側1人により地区審査を実施しました

第2号議案は以上3件で、田4,095.95㎡、畑が405.88㎡の合計4,501.83㎡で、ございます。

転用目的の内訳は、住宅用地405.88㎡、その他施設用地4,095.95㎡で、ございます。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、2番と3番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東（二）
委員

今月19日の午後2時から2番と3番の案件について地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は植田委員さんと清川委員さん、私の委員3人と、転用者側1人、事務局2人の5人です。

場所は、今切川から南東へ約150m方向の徳島自動車道から北へ約50mに位置する農地で、10ha以上の規模の区域内的の農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまるということです。

今回の申請は、2件とも土地の所有者が、それぞれを資材置場を必要とする企業

と契約し、露天資材置場に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、今年の6月に除外されているとのこと。

土地の造成については、道路高まで盛土して整地する計画です。

排水についてですが、雨水のみで地下浸透になりますが、処理しきれない分は、既存の西側水路及び東側水路に排水するとのこと。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区、吉野川土地改良区より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、議案書のとおり1番案件を許可すること、2番、3番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、2号議案については、議案書のとおり1番案件を許可すること、2番、3番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条及び部会議事規則11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、私、岸本が退席いたしますので、第3号議案については、森職務代理が進行いたします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

職務代理

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、土木、建築工事業を営んでおり、市内での工事受注の増加に伴い新たな資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接

農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月19日に多家良地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

2番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、平地で日当たりも良く、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル172枚、出力33,00kW規模のもので、事業費総額1,030万円全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、隣接する土地で土木工事業を営んでおりましたが、近年、事業用及び従業員用車両が増えてきたため適地を探していたところ、このたび話がまとまったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天駐車場及び運動広場へ転用するものです。立地基準については、10ha以上の規模の一回の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地の分断の恐れもありません。一般基準について譲受人は、隣接する土地で英語塾を営んでおりましたが、この土地の内、保護者向けの駐車場に利用している部分が、県道の拡幅用地として買収されることになり、このたび申請地を駐車場及び屋外授業で使用する広場や、授業前後の子供たちの遊び場として利用するもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、運動広場の部分につきましては、すでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。また、優良農地の転用案件であるため、今月19日に多家良地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

5番～7番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この3件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、産業廃棄物処分業及び一般廃棄物再生利用業を営んでおり、既存資材置場及び作業場が手狭となってきたため、新たな資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに一部が埋め立てされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。また転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に委員さん3名、事務局2名、転用者側1名及び地区の住民の方々により地区審査を実施しました。

8番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分され

ます。一般基準について譲受人は、土木、建築工事業を営んでおり、工事受注の増加に伴い建設資材が増え、新たな保管場所が必要となり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後、農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

9番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、生産資材店舗及び倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、農業を取り巻く環境が日々厳しさを増していることから、当団体において、農業経済事業改革マスタープランを策定し、人件費を含むコスト面での見直しを図り、営業エリアを北部・南部・西部の3つに分け、申請地を西部エリアの物流拠点施設とする計画です。申請地はJA徳島市機械化センターからも近く、前面道路幅も広いため近隣農家からの交通アクセスも容易であり、転用の必要性・確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今年20日に不動地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

10番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、徐々に手狭となってきたため適地を探していたところ、実家からも近隣で環境も良いことからこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

11番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、コンビニエンスストア及び駐車場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、コンビニエンスストアの経営事業を営んでおり、徳島県内においても、顧客のニーズの変化に対応しながら、店舗増加を図っているところ、国道沿いにある申請地が大型駐車スペースも確保でき、顧客も充分見込めることからこの地に計画をしたもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、先月の17日に川内地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

12番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、隣接する土地で工場及び事務所を構えておりますが、敷地面積が狭いため、業務用、来客用及び従業員用駐車場確保に苦慮しており、駐車台数24台分を確保できるこの地を選定し、話がまとまったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

13番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供

の成長に伴い徐々に手狭となってきたため適地を探していたところ、祖父の所有する申請地が実家からも近く環境も良いことから、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

14番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、石油及び液化ガス販売業を営んでおり、直営するガソリンスタンドのタンクローリー車やドラム缶、計量器等の置き場が不足しているため、本店近くで資材を集中管理できるこの地を選定し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月19日に川内地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

15番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い徐々に手狭となってきたため適地を探していたところ、祖父の所有する申請地が実家からも近く環境も良いことから、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

16番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、土木工事業を営んでおり、申請地に隣接する土地を資材置場として利用しておりますが、市内での工事受注の増加に伴い、資材置場の拡張を模索していたところ、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月16日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

順番が前後しますが、17番と19番は、施設の概要等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件については、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、営農型太陽光発電施設に転用するもので、3年前に許可を受けたところを更新する案件で、今回も許可日から3年間の一時転用とする申請です。営農型太陽光発電設備の設置にあたっては、ソーラーパネルの下部を農地として継続利用し、毎年、農業委員会に報告を行う義務が下部農地の営農者に課せられております。営農状況が適切であれば、期間満了時に、再度、一時転用の許可申請を行うことで継続してソーラーパネルを設置することが可能です。一方で営農状況が不適切であれば、再度の一時転用許可を認めず、ソーラーパネルの撤去を求めることとなります。ここからは案件ごとに説明をさせていただきます。

17番の立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。太陽光発電施設の規模については、ソーラーパネル1,248枚、出力278.00kW規模のものです。一般基準について譲受人は、農業収入と合わせて売電収入を得ることで農業経営を安定化することで申請に至ったもので、営

農計画の実現性については、引き続き主にゴーヤを作付する予定で、今年の2月末時点での状況報告では、収量が地域の平均的な単収の8割は確保できており、今後も地元の農協の指導員の指導のもと栽培を行い、排水、除草管理、及び収穫作業等は、常時従事者とシルバー人材センターを活用して行う計画で、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また営農状況の確認のため、今月16日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

19番の立地基準については、集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されますが、一時的な利用の不許可の例外規定に該当し、甲種農地を分断する恐れはありません。太陽光発電施設の規模については、ソーラーパネル880枚、出力210.00kW規模のものです。一般基準について譲受人は、農業収入と合わせて売電収入を得ることで農業経営を安定化することで申請に至ったもので、営農計画の実現性については、引き続き、サトイモ及びショウガを作付する予定で、今年の2月末時点での状況報告では、収量が地域の平均的な単収の8割は確保できており、今後も地元農協からの指導や、地元の薬草倶楽部会員と定期的に意見交換も行いながら栽培管理に努め、除草管理等作業時間不足が生じる場合は、シルバー人材センターの派遣により人員を確保する計画で、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、営農状況の確認のため、今月16日に北井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

18番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、北井上支所より300m以内に位置する第3種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、製造業を営んでおり、現在申請地の南側と東側に駐車場を設けて利用しておりますが、近年業務用トラック及び従業員用の駐車場が不足してきたため、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は以上19件で、田13,361.60㎡、畑2,712.25㎡の計16,073.85㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が1,275.56㎡、その他施設用地が14,798.29㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

職務代理

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番と4番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の多田会長、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

多田会長

まず、今月19日の午前10時から1番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は岸本委員さん、井川委員さんと私の委員3名と、転用者側2名、事務局2名の計7名です。

場所は、丈六寺より北西へ約400mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申

請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をして露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成26年3月に除外済であるとのこと。土地の造成については、再生砕石を10cm程度敷き、土砂及び砂利等の資材置場にしようとする計画で、隣接する農地には擁壁及びのり面を施して、被害が及ばないようにするとのこと。また排水については雨水のみで、地下浸透及び既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。

次に、同じく今月19日の午前10時30分から4番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は井川委員さんと私の委員2名と、転用者側1名、事務局2名の計5名です。

場所は徳島市多家良支所より北東に約1kmに位置する農地で、このあたりは10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、農地の分断の恐れもないとのこと。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をして露天駐車場及び運動広場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成29年6月に除外済であるとのこと。土地の造成については、既存のビニールハウスを撤去した後に整地し、クラッシャーランを10cmほど敷き、露天駐車場として利用するとのこと。東側の残地につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおり、始末書の提出があるそうですが、授業前後の子供たちの遊び場や、屋外授業で使用する広場として活用し、隣接農地との境界にはフェンスを設置して被害が及ばないようにするとのこと。また雨水排水については、既存の西側の水路へ排水する予定で、地元の土地改良区との同意も得ております。

結論として、今回2件の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。続きまして、5番から7番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員

今月15日の午前10時から5番～7番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は川人委員さんと森委員さんと私の委員3名と、転用者側1名、事務局2名と地区の住民の方々です。

場所は、市立一宮保育所から西へ約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのこと。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成28年9月に除外になっているとのこと。土地の造成については、先ほどの経緯のとおり造成済の箇所もございますが、一部道路高近くまで山土で造成し、草木や根株等の資材

置場にしようとする計画で、造成箇所も隣接する農地に被害が及ばないように適正に勾配をとり、敷地内にカルバートボックスを新設する予定とのことです。また、排水については、雨水のみで、地下浸透及び、大雨時には北側の既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の水利組合の同意も得ております。結論として、今回の3件の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、上八万地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

職務代理

ありがとうございました。続きまして、9番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の山本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

山本委員

今月20日の午後1時30分から9番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は榎委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局2名の計6名です。

場所は、徳島市不動支所から西へ約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をして生産資材店舗及び倉庫に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成19年以前より農用地区域外とのことです。土地の造成については、表土を50cm程度すき取った後に、良質な山土を使用して30cm程度盛り土し、アスファルト舗装をし、申請地の北側と東側にはコンクリート擁壁を設置して、被害が及ばないようにするとのことです。また、排水については、合併処理浄化槽を新設し、建物から排出される雑排水、汚水を処理した後、申請地に隣接する道路側溝へ放流し、雨水については、西から南側の既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、不動地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

職務代理

ありがとうございました。続きまして、11番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の藤本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

藤本委員

5月17日の午前10時から19番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は植田委員さん、清川委員さんと私の委員3名と、転用者側1名、事務局2名の計6名です。

場所は、国道11号線と徳島環状線の交差点のそばに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をしてコンビニエンスストア及び来客用の駐車場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成29年2月に除外済であるとのこと。土地の造成については、山土で盛り土し、整地した後にアスファルト舗装を行い、隣接する農地には新たにコンクリート擁壁を施工して、被害が及ばないようにするとのこと。また排水については合併浄化槽を新設し、雨水の排水については、申請地内の中央にスリット側溝を新設し、側溝より既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元土地改良区と協議は整っております。結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

職務代理

ありがとうございました。続きまして、14番案件の地区審査に参加いただいた、川内地区の坂東二三男委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東（二）
委員

今月19日の午後1時30分から14番の案件で地区審査を実施しましたので報告します。

参加者は植田委員さん、清川委員さんと私の委員3名と、転用者側2名、事務局2名の計7名です。

場所は、徳島県国保会館より南に約500mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのこと。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成19年以前より農用地区域外とのこと。土地の造成については、盛土はほとんど行わず、良質の山土を利用して整地し、隣接農地に被害が及ばないようにするとのこと。整地後は、ドラム缶や計量機置き場として利用し、北側の併用地を進入路とする計画です。排水についてですが、雨水のみで地下浸透になりますが、処理しきれない分は、既存の水路に排水するとのこと。地元土地改良区の同意も得ております。結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

職務代理

ありがとうございました。続きまして、16番、17番案件の地区審査に参加いただいた、南井上地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員

まず、今月16日の午前10時から16番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は鎌田委員さんと私の委員2名と、転用者側1名、事務局2名の5名で地区審査を実施しました。

場所は、徳島鴨島線と徳島環状線交差点から北東に約300mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。また、農振法の除外については、平成29年6月に除外済とのことですので。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天資材置場にするとということです。譲受人は現在土木工事等の業務を行っていますが、業務拡大とともに現在隣接する資材置場が手狭となり、資材置場の拡張を考えていたところ、話がまとまりこのたびの申請になったとのこと。土地の造成については、西側と南側にコンクリート擁壁を新設し、山土にて埋め立て、電柱、配管パイプ、残土等の置場とするとのこと。また周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地元の水利組合も同意しているとのこと。周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はないと思われしますので、南井上地区の委員は一致して転用もやむを得ないとの心証を持ちました。

次に、今月16日の午前10時30分から営農型太陽光発電施設の下部の農地の営農状況について、17番の案件で地区審査を実施しましたので報告します。

参加者は鎌田委員さんと私の委員2名と、営農者側1名、事務局2名の5名で地区審査を実施しました。

今回の更新の農地の面積は、3,250㎡となり、そのうち転用面積は9.0㎡です。事務局からの説明もありましたように、転用期間は3年間の一時転用となります。ソーラーパネルの下部での営農計画についてですが、昨年に引き続きゴーヤを栽培する計画とのこと。南井上農協営農指導員の指導のもと、有機栽培を基本として、早期に苗を育成室で作成し、既存設備の太陽光支柱や上部パネルの雨水、夜露も利用し、ネットを張って栽培を行い、地域の平均的な収量の8割を上回る見込みとのこと。

今回現地の視察を行い営農状況の確認ができ、また営農者の意欲のある意見をうかがい、南井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。続きまして、19番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の近藤委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

近藤委員

今月16日の午後3時から営農型太陽光発電施設の下部の農地の営農状況について、19番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は朝田委員さんと私の委員2名と、営農者側1名、事務局2名の5名で地区審査を実施しました。

今回の更新の農地の面積は、2,351㎡となり、そのうち転用面積は9.13㎡です。

転用期間は許可日から3年間の一時転用となります。ソーラーパネルの下部での営農計画についてですが、昨年に引き続いて、サトイモとショウガの栽培をそれぞれ行うとのこと。サトイモについては徳島市農協からの指導及び国府花園薬草

クラブ会員として協働共助を行いながら栽培管理し、ショウガについては有機栽培を基本とし、千葉県の青果物加工販売会社とも契約栽培を結んで同社に全量販売することのことで、単収も地域の平均的な収量の8割を上回る見込みとのこと。このたびの営農状況、営農者の意欲等を地区審査で確認ができ、北井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

職務代理

ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

多田会長

ひとつ気になる点がありましたので、発言いたします。案件の中で、営農型太陽光発電施設の下部の農地の営農状況について、地域の平均的な収量の8割に達することが許可の基準となっているようです。この8割の基準とは、何か根拠がある数値なのでしょうか。

この質問を心に留め置き、次回の更新時によく検討して頂きたいと思います。

職務代理

他にご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から3番案件と、5番から16番案件、18番の案件を議案書のとおり許可すること、4番案件と17番、19番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

職務代理

異議がないということですので、第3号議案については1番から3番案件と、5番から16番案件、18番の案件を議案書のとおり許可すること、4番案件と17番、19番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

議長

それでは、次の審議に移ります。第4号議案 非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第4号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、県道八多法花線の西側、市営大谷バス停留所付近に位置する農地でありましたが、平成7年の倉庫新築時に管理用敷地として宅地化され、後には、上屋の増築もされるなど、倉庫作業場として現在においても一体利用されているものです。非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

2番の申請地は、競売によって申請者に落札された物件でございます、市立むつみ会館の南西約50mに位置する農地でありましたが、昭和61年以前から、元所有者によって住宅敷地として利用され、その間、増築、別家屋の新築と、宅地として現在に至るものです。非農地化の確認資料としましては、昭和61年4月14日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第4号議案は以上2件で、対象地は田198㎡、畑1,496㎡の合計1,694㎡でございます。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の非農地証明願の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案、非農地通知の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第5号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。
議案書8ページをお開きください。

1番の申請地は、2筆のうち1番目の土地が、工事中の徳島南環状道路の北約350mに位置する四門寺から東に約50m、2番目の土地が、川北東橋から北に約250mに位置しており、平成29年5月24日に、地元の委員さん1名と事務局2名で状況を確認しております。現況について、対象地は、以前は果樹の栽培のために拓かれた農地でありましたが、長年栽培されておらず、人が進入できないほど竹や雑木が繁茂した状況で森林の様相を呈しており、周りの山林との境界も分からない状況であります。そのため、農業用機械の使用は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま。

議案書9ページにお移りください。

2番の申請地は、市営樋口住宅から南に約1kmに位置しており、平成29年5月29日に、地元の委員さん1名と事務局2名で状況を確認しております。現況について、対象地は、農地開発事業により拓かれた農地でありましたが、昭和60年6月22日換地処分、昭和60年7月23日に完了公告の頃には果樹の栽培は行われておらず、人が進入できないほど竹や雑木が繁茂した状況で森林の様相を呈しており、周りの山林との境界も分からない状況であります。そのため、農業用機械の使用は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林が多く、

非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま

第5号議案は以上2件で、対象地は畑のみの5,675㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の非農地通知の審議については、全案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第5号議案については、全案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは、次の審議に移ります。第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。

議案書の10ページをご覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第6号議案は以上5件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全

案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第7号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書12ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が14件、再設定が81件で合計95件となっており、そのうち、賃借権が69件、使用貸借権が26件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～10番が多家良地区・18筆・10件、11番～17番が 勝占地区・22筆・7件、18番～23番が八万地区・9筆・6件、24番沖州地区・2筆・1件、25番～29番が上八万地区・8筆・5件、30番・31番が入田地区・4筆・2件、32番・33番が不動地区・2筆・2件、34番～47番が 応神地区・31筆・14件、48番～63番が川内地区・26筆・16件、64番～71番が国府地区・14筆・8件、72番～81番が南井上地区・17筆・10件、82番～95番が北井上地区・22筆・14件、となっております。

利用権設定については以上で、田106筆121,920.30㎡、畑69筆77,004.63㎡の合計175筆198,924.93㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第7号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

続きまして、第8号議案、買受適格証明願（転用目的）の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは、第8号議案、競売・公売物件の農地に係る、転用目的での買受適格証明願の審議についてご説明します。

議案書26ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

なお、今回の適格証明願の審議につきましては、5条許可証交付の審議を兼ねるものであり、買受適格証明の交付を受けた申請人が対象地を落札した時点で、本審議と異なる事情が認められない限り、5条許可証が発行されますのでご注意ください。

1番と2番はいずれも、徳島地方裁判所平成27年(ケ)第21号及び平成27年(又)第25号の、差押による期間入札公告に付された対象地について、申請人が露天駐車場への転用目的での取得を希望しているものです。入札期間は、平成29年7月5日から7月12日までとなっております。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

1番の一般基準については、申請人は非農家でこの地を含む競売物件に入札を考慮しており、この地を露天駐車場とすることで、さらに利便性も高まることから、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番の一般基準については、申請人は不動産の管理業務を営んでおり、隣地を中古住宅として販売するにあたり、申請地を露天駐車場として利用する意向があることから、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

なお、本審議につきましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する平成29年7月12日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分ご注意くださいようお願いいたします。

第8号議案は以上2件で、対象地は畑204㎡です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第8号議案の買受適格証明願(転用目的)については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第8号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員

それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書27ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、でございます。28ページにわたって、7件、受理いたしました。

29ページをお開きください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。30ページにわたって、12件受理、いたしました。

31ページをお開きください。

3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。32ページにわたって、9件、受理いたしました。

33ページにお開きください。

4番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。3件、受理いたしました。

34ページにお移りください。

5番は、農地改良届について、でございます。2件、受理いたしました。

35ページをお開きください。

6番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について、でございます。1件、受理いたしました。

36ページにお移りください。

7番は、農地であることの証明について、でございます。2件、交付いたしました。

37ページをお開きください。

8番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。1件、徳島地方法務局に回答いたしました。

38ページにお移りください。9番は、転用許可の取消について、でございます。1件、取消しました。

39ページをお開きください。

10番は、転用届出の取消について、でございます。1件、取消しました。

40ページにお移りください。

11番は、転用届出の訂正について、でございます。1件、訂正しました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

森委員

参考までに、太陽光発電事業の動向についてお話しします。

太陽光発電事業において、かつては世界トップメーカーであったドイツのQセルズが破綻、アメリカにおいても国内大手メーカーが、日本の民事再生法に相当する破産法の適用を連邦破産裁判所に申請するなど、世界の太陽光発電事業の行く末に不穏な影が見え始めました。

この破綻の日本への影響は今のところ限定的ですが、日本国内でも、太陽光発電事業の関連企業の倒産が急増しています。今後も、原子力発電所の復旧や売電の買い取り価格の引き下げが続くなど、太陽光発電の事業環境の悪化が進むのではと思われます。

以上です。

議長

それでは、以上をもちまして、平成29年6月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は7月28日（金）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

（閉会 16時50分）